

《研究ノート》

沖縄の軍事基地に抗する人々と地域 —嘉手納基地爆音差止訴訟と原告団支部から—

桐山節子

本稿は、沖縄県の米軍嘉手納基地から発せられる甚大な航空機騒音に、周辺6市町村の住民が、国を相手取って提訴した嘉手納基地爆音差止訴訟の経過から、その住民運動が、組織的な団体活動に依拠したものから、主体的な個人の活動に移行していく過程の問題点をフィールド・ワークと資料調査から検討することである。米軍基地をめぐる騒音訴訟は、1970年代後半に本土からはじまり、1982年には嘉手納基地爆音差止訴訟が提訴され、現在も係争中である。

この訴訟をめぐるこれまでの判決では、夜間の飛行差止とエンジン作動の禁止を「被告国が米軍の活動を規制しうる定めがない」と請求棄却をし続ける一方、損害賠償金が一定支払われ、金額は徐々に増額している。原告団による住民運動は、広大な土地を軍用地に接収された嘉手納町を中心に、復帰前から米軍の抑圧や基地被害に悩まされてきた人々で構成され、生活環境の人権尊重を訴える主体的な個人による運動が進み、地域の再編を目指している。近年は、米軍の夜間飛行差止を求めない別団体が、提訴する状況も生み出されているが、原告数は増加し続けている。

本稿の問題意識は、この住民運動がいかにして構築され、主体的な個人の活動に移行する際、いかなる問題があったかを考察することである。それは、沖縄、嘉手納基地周辺の政治・経済的動向を背景に、軍用地にかかわる地域の再編過程を検討することにもなる。そして、広域な住民運動の中で、女性たちの立場と役割はいかに変容していくかの視点も設定する。このことから、基地の町の住民運動は、地域に密接にかかわる生活の問題としてあることが明らかになるとと思われる。

はじめに

本稿の課題は、1982年2月以来継続する嘉手納基地爆音差止訴訟の経過から、その住民運動が、組織的な団体活動に依拠したものから、主体的な個人の活動に移行していく過程の問題点を検討することである。

沖縄県中部地区6市町村の住民は、1982年から「静かな夜を返せ」と国を相手取って、米軍嘉手納飛行場における夜間の飛行差止と過去・未来の損害賠償などを請求している。裁判は、生活環境における人権の尊重を訴えるもので、約40年に及ぶ訴訟団の

運動は、原告数を907名から35,566名にまで増加させた（第1次から第4次提訴）。

当初、訴訟団は、主体的な個人による原告団運動を目指したが、その活動は被害地区に居住する市町村の労働組合に支えられる期間が続いた¹⁾。なぜ、そのような形態が継続したのだろうか。このことから、本稿は、本土と異なる歴史を持つ沖縄で、運動が個人主体へ転換する際に浮かび上がる原告団支部の特徴をも考察する。

嘉手納基地は、日本軍が1944年9月に開設した中飛行場を前身とし、米軍が本島上陸直後に接收した後（1945年4月）、嘉手納飛行場の建設、弾薬庫地区や滑走路も整備され、極東最大の米軍基地として存在する。基地は在日米軍の前線基地として、常に臨戦態勢にあることから、嘉手納町だけでなく周辺の北谷町、読谷村、旧具志川市・旧石川市（両者は現うるま市）、沖縄市は、爆音や事件・事故に悩まされ続けている。特に爆音は激甚で、訴訟を牽引している弁護士長池宮城紀夫は、「公害分野の騒音を遥かに超える」ものと訴える²⁾。

航空機の騒音公害にかかわる住民の訴えは、大阪空港公害訴訟がはじまりである（1969年～1981年）。その訴訟は、関係地元住民が自治会などを中心に、夜間飛行の差止、被害補償などを請求したもので、荒川章二が論ずる1968年以降の住民運動が見据えていた「人間の顔をした社会のあり方」に通じるものといえよう³⁾。当時の住民運動は、公害をなくし、平和に生きる権利を求め、各地で革新自治体を誕生させていたことから、地元自治体、弁護士、研究者らの協力を得て、1975年11月に大阪高裁判決で住民側が全面勝利し、1981年に結審した。差止請求は却下されたが、それは研究者をはじめとする世論の強い批判を浴び、結局、民間航空会社は夜間飛行を差し止め（旅客・貨物）、国際線は関西国際空港を開設した。

その影響と成果を受け、横田基地、厚木基地が基地騒音に対し相次いで提訴した（両者とも提訴は1976年）。榎本信行は、横田基地公害訴訟を内灘闘争や砂川事件を経た日本国憲法の平和主義をめぐる裁判と位置づけたが、「九条について様々な考えの人々をつつみ込んで闘って」いたと指摘した⁴⁾。

大阪で裁判が闘われていた頃、沖縄の嘉手納基地は、ベトナム戦争の前線基地となっており、1968年11月に発生したB52戦略爆撃機墜落爆発事故は沖縄戦・核兵器を想起させ、繰り返される基地被害にB52撤去運動の緊張が走った（図1）。だが、それは一端回避され、復帰を迎えた。ここで押さえておきたいことは、復帰前の基地被害に對峙する心情は、秋山道宏が論ずるように「『基地反対か経済か』という論理とは異なるもの」で沖縄戦の記憶と占領期の生活における命の危うさが複雑に重なり合ったものと

思われ、復帰後の展開へ託されたといえよう⁵⁾。

迎えた施政権の返還という復帰は、米軍基地の存在になんら変更もなく、自衛隊の駐屯までも生じ、他方で軍用地料はこれまでと比較にならないほど高額になった。そして、横田・厚木基地の地裁判決の翌年に、大阪を中心とする弁護士集団の協力を得て、ほぼ同様な事由で嘉手納基地爆音差止訴訟が提訴され、現在も係争中である。

本稿では、この40年間の基地の町における政治的状況と拡大する経済自由化の動向が、裁判に及ぼす影響を念頭に検討したい。特に、バブル崩壊後のグローバルな経済の進展が沖縄の地域経済にもたらした影響と1995年の沖縄米兵少女暴行事件に抗議する県民大会以後の政府・メディア等からのパ

ッシングである。それらは、貧富の差の拡大をもたらしただけでなく、沖縄の「人々の価値観を大きく揺さぶり、……加速度を増す社会変動の兆候」と言え、国を相手取った裁判は、沖縄が軍事力のグローバル化の最前線に置かれている情勢への対抗といえるのではないか⁶⁾。

さらにそれは、沖縄戦の記憶や占領期の体験が固定されたものでなく、日米両政府の動向や地域社会の変容につれ、基地問題や安全保障の問題として捉え直され、生活の安全を求める課題として論じられるためではないか。そこには、屋嘉比収が論じる「沖縄戦を『主体的』に語りなおし」、「民衆の安全保障」にかかわる地域の再編に繋がるものが見いだせるか、に注目して課題の整理を進めていく⁷⁾。このことから、本稿は沖縄において個人を中心とする住民運動がいかにして地域に根付いていくかの検証ともいえる。

訴訟に関わる先行研究は、榎本や松井忠義などの法律家や山本剛夫・平松幸三など公

図1 嘉手納町位置図



出典：沖縄県金武町『平成29年度版第8号 統計きん』金武町役場、2017年より作成。出所：拙稿『戦後沖縄の基地と女性—地域の変動と軍用地料の配分問題』『戦後日本の開発と民主主義—地域にみる相克（同志社大学人文科学研究所研究叢書）』昭和堂、2017年、406頁図12-1。

衆衛生学、環境政策にかかわる研究者らによる論考が多数蓄積されているが、ここでは屋嘉比の論考を参照し、安全な生活と地域を軸に進める。基地の町が抱える矛盾は、歴史が複雑に交錯し注目されるテーマで、復帰後の地域問題に踏み込むものである。

また、多くが軍用地料収入によって運営されている郷友会は、基地被害や町の政治的状況にどのように関係するかを確認したい。さらに、女性の立場は、広域な住民運動が進む中でどのように変化しているかも注目する。

以上から、本稿の時代設定は、復帰後から2021年頃までとし、6市町村に組織されている原告団支部は、それぞれ活動形態が異なることから、調査を進めている嘉手納支部を中心とするが、具志川支部（うるま市具志川地区）も参照する⁸⁾。具志川支部の女性らは、他とは異なる活動を構築していると聞くためである。

ここで用いた資料は、原告団記録集、沖縄で大きな影響力を持つ地元紙『琉球新報』『沖縄タイムス』、市町村史・字誌、村議会議事録、軍用地地主会記念誌、インタビュー、個人の著書・論文等である。最後に、本稿の概略を述べる。まず、1は、嘉手納町の概略を、うるま市具志川地区を参照しつつ記す。2では、嘉手基地爆音差止訴訟の第1次から4次提訴までの経過を、運動の特徴と時代の変化から整理する。3では、運動の課題を分析し、おわりにでは、1から3までの分析結果を述べ、はじめにで設定した問いに対して総括的な応答をして、今後の研究課題の整理と展望を述べ全体のまとめとする。このことから生活環境を守ることは、人権と密接に関係する問題であることが、明らかになると思われる。

1 軍事基地と地域の変容

1.1 基地の町と地域の概略——嘉手納町とうるま市具志川地区

嘉手納町は戦前、北谷村に属し、平坦な農村地帯が広がる県営鉄道嘉手納線の終点という陸上交通の要衝に在って、字嘉手納の商業地区は中頭郡第一の市街地となっていた。

日本軍は米軍との本土決戦に備え、1944年頃に読谷と嘉手納、伊江島などに飛行場を開設した。だが、米軍は、1945年4月1日に本島中部地区の西海岸から上陸し、直ちに日本軍の飛行場などを占領して、5日に米軍政の開始を宣言した⁹⁾。飛行場は朝鮮戦争、ベトナム戦争の勃発によって、順次整備・拡張され、米軍嘉手納基地に変貌していった。そして、戦後復興の最中、北谷村は、基地建設により村が二部されたことから

1948年に分村し、嘉手納村の行政運営がはじまった（1976年には町制に移行）。現在、嘉手納町は町面積の82%が米軍に接収され、その76.2%が個人所有地である¹⁰⁾。

嘉手納基地と付属施設の建設・整備・維持には、流動的な基地労働者を多数必要とし、北部地域や離島など他地域に出自を持つ人々が、気軽に転入できる町づくりや字にとらわれない行政区制が検討されていく。その背景には、戦争で失われた戸籍簿や土地所有権に関わる登録を進め、村の財政を軌道に乗せることや義務教育の再開などが窺われる。さらに、『嘉手納町史 資料編7 戦後資料（上）』は、住民間において「よそ者を退けようとする風潮は在りませんでした。欠点はやはり騒音で……当時基地の爆音もものすごく」と記す¹¹⁾。そうした経過から、戦後の混乱期に3行政区を設置し、1996年にほぼ現在の6区に移行するまで8回区割りの改正を繰り返してきた（東・中央・北・南・西・西浜区¹²⁾）。

他方、うるま市具志川地区は中部地区の東海岸に面し、戦前、サトウキビ生産が県内第一の農村地帯で、本土への出稼ぎ、南米、南洋諸島方面へ海外移民も送り出した。占領の開始とともに米軍は、具志川村の約8%を接収し、キャンプ・コートニーなど基地建設がはじまった。具志川村の戦後は、字がそのまま行政区に繋がり、復帰後に3行政区が増え30区となった。合併後のうるま市は、4地区（具志川・石川・勝連・与那城）63区である¹³⁾。

加えて、うるま市具志川地区には、軍用地料に関わる郷友会はないが、天願区は地区面積の6割以上が軍用地に接収された。その字有財産（拝所・井戸・共有地など）である軍用地料は、区自治会の特別会計として管理・運営され、出自に関係なく自治会員すべてが恩恵を受ける。この区は全域が嘉手納基地爆音被害対象地域となっている¹⁴⁾。

嘉手納町の基地被害は、爆音、汚染水、悪臭、性暴力事件など多発し、既述したように1968年11月に発生したB52戦略爆撃機墜落爆発事件は大惨事となり、「コザ騒動」とともに訴訟原告団のインタビューで話題となる¹⁵⁾。具志川地区でも同様に基地被害は多発し、両者ともに復帰後は市町村議会において抗議決議が採択されるが、日米地位協定の見直しは手付かずである。

次に、嘉手納町とうるま市具志川地区の町勢の概略を見よう。表1から、嘉手納町の人口と世帯数は、1970年に13,820人と3,095戸で、1980年には14,094人と3,648戸と若干増加した。2020年には13,521人と5,220戸で、人口は横ばいに推移しているが、世帯数は徐々に増加傾向を示す。

うるま市の旧具志川市と旧石川市は、他の3市町村と同様に、人口はほぼ倍増である

表1 嘉手納基地爆音差止訴訟：原告団支部市町村の人口と世帯数の推移

年	嘉手納町		北谷町		読谷村		旧具志川市		旧石川市		沖縄市		地域の総合計	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
1970	13,820	3,095	10,458	2,331	21,410	4,302	37,292	7,994	15,761	3,603	82,781	20,035	181,522	41,360
1980	14,094	3,648	16,014	4,125	26,516	6,073	46,635	11,504	18,533	4,749	94,851	25,501	216,643	55,600
1990	13,865	4,082	20,730	5,778	30,750	8,045	54,018	14,885	20,733	5,941	105,845	31,947	245,941	70,678
2000	13,661	4,408	25,554	8,213	36,115	10,699	61,061	18,882	21,992	7,061	119,686	39,870	278,069	89,133
2010	13,827	4,937	27,264	9,903	38,200	12,422	68,094	25,081	23,262	9,177	130,249	47,999	300,896	109,519
2020	13,521	5,220	28,201	11,697	41,206	15,672	76,073	31,993	23,891	10,928	142,752	60,570	325,644	136,080

出典：市町村別国勢調査人口の推移 (pref.okinawa.jp)，最終閲覧日 2022 年 11 月 12 日から作成。

注：①1970 年の沖縄市はコザ市と美里村の合計（1974 年に両市・村は合併した）。②旧具志川市と旧石川市は、2005 年に合併しうるま市となったので、2005 年～2020 年は、「うるま市旧市町村単位の人口及び世帯数」を参照、(https://www.city.uruma.lg.jp/shisei/159/328，最終閲覧日 2022 年 11 月 12 日)。

が、世帯数はどちらも数倍の増加傾向を示し、1 世帯当たり人員が減少傾向となっている。うるま市具志川地区の人口は、2021 年時に市人口の約 6 割を占めている。

沖縄県の産業別就業構造の特徴は、占領当初に農地の 44% が軍用地として接収を受け、第 2 次産業が育成されないまま、第 3 次産業が急激に増加し、全就業者の半数以上に達したことである。それらを踏まえ、2015 年の産業別（3 部門）15 歳以上就業者の割合をみると、沖縄県の第 1 次産業の平均が 4.9%、嘉手納町が 1.1%、うるま市が 3.9%であった。

第 2 次産業は、沖縄県の工業基盤が弱いことから、製造業に占める割合も低く推移していたが、復帰後には沖縄振興開発計画に関連する公共事業の増大に伴い、建設業が 1975 年以降ほぼ堅調に推移し、沖縄県の平均が 15.1%、嘉手納町が 15.3%、うるま市が 20.1% を占めている。第 3 次産業は、沖縄県が 80.0%、嘉手納町が 72.8%、うるま市が 75.7% となっている¹⁶⁾。

嘉手納町の 2017 年度末における歳入決算額は、9,283,023 千円、歳出決算額は 9,113,025 千円となっていた。町職員は 173 人で、町議会議員定数は 16 名である。市町村財政に占める基地賃貸料は 21.9% で基地関連収入を含むと 26.3% である。うるま市の 2020 年度歳入決算額は、79,795,191 千円、歳出決算額は 76,427,977 千円であった。市職員は 780 人、市議会議員定数は 30 名で、市町村財政に占める基地賃貸料は 5.9% となっている。

1 人当たり市町村民所得（実数）は、軍用地主の多い嘉手納町と北谷町が 2000 年に 2,542 千円、2,515 千円と 6 市町村中で高値を示し、那覇市の 2,360 千円をも上回った（表 2）。ところが、2010 年に嘉手納町のみは増額したものの、それ以外の市町村は減額

表2 嘉手納基地爆音差止訴訟 原告団支都市町村の1人当たり市町村民所得の推移
(単位：千円)

市町村	1982年	1990年	2000年	2010年	2018年
沖縄県平均	1,364	1,892	2,098	1,976	2,391
那覇市	1,663	2,136	2,360	2,185	2,744
沖縄市	1,271	1,780	1,977	1,855	2,003
うるま市			1,776	1,600	1,913
石川市	1,201	1,738	1,852		
具志川市	1,192	1,662	1,847		
与那城町	943	1,337	1,449		
勝連町	929	1,414	1,657		
読谷村	1,174	1,769	1,869	1,852	2,219
嘉手納町	1,536	2,110	2,542	2,611	3,201
北谷町	1,445	2,063	2,515	2,417	2,867

出典：沖縄県市町村民所得 (pref.okinawa.jp)，最終閲覧日 2022年11月12日から作成。

となり、2018年には緩やかに増額している¹⁷⁾。そのため、この時期の変動や高額な軍用地料を管理する企業・法人の財産所得が、市町村民所得に与える影響についてさらに調査を進めたい。

1.2 軍用地主と基地労働者

軍用地主は、占領期に米軍によって強制的に土地接収された人々を起源とし、軍用地料は基地賃貸料で、1952年から復帰まで米国が支払い、復帰後は毎年日本政府により支払われている。基地の所有形態別米軍基地面積の割合は、表3のように中部地区は民有地が76.4%と個人の軍用地主が多数を占める。『嘉手納町軍用地等地主会40年史』から嘉手納町の軍用地主数の推移をみると、1972年の復帰時には1,564人で、1990年には2,700人となっている。爆音差止訴訟がはじまっていた1990年の世帯数は、表1

表3 所有形態別米軍基地面積（平成29年3月末現在）

地域	国有地	県有地	市町村有地	民有地
北部地区	33.1	1.8	46.8	18.3
中部地区	6.7	0.3	16.6	76.4
南部地区	10.7	2.3	15.1	71.8
八重山地区	4.5	-	-	95.5
合計（割合）	23.4	1.3	35.8	39.5

出典：沖縄の米軍基地（平成30年12月）／沖縄県 (pref.okinawa.jp)，最終閲覧日 2022年11月12日。単位%

注：合計の欄と内訳は、四捨五入の関係で符合しないことがある。

より4,082戸であるから、地主会非会員数を400人に見積もると、軍用地主は約3,100/4,082人となり世帯の約70%を占めるだろう¹⁸⁾。「嘉手納基地は90%以上が民有地で畑や家屋を強制収容された土地」というが、その分軍用地主が多く、後述するが、第1次訴訟の裁判中、「地主会のメンバーから、米国や国から圧力が懸かることを心配し、“原告団離脱を”と繰り返し話しがあったと聞いている」と、1982年頃でも軍用地主は、日米両政府からの抑圧を意識する微妙な立場にあったという¹⁹⁾。

そして、『嘉手納町と基地』における嘉手納町の地主数は、2010年が4,099人、2015年は5,154人と、復帰以後、町の地主数は3倍以上になっている（この数は非地主会員を含む）。但し、上記、嘉手納町地主会と町役場資料の数値は、全数が嘉手納町内在住者ではなく、町外の人数は公表されていない（後述する野里共進会は、近年約半数戸が町外在住者）。うるま市軍用地等地主会の会員数（具志川地区）は、2021年1,383人である²⁰⁾。うるま市の復帰頃の数値は把握できていないが、嘉手納町以外でも地主会員数の増加は起きており、その要因は、知られているように第一に相続であるが、他に金融投資としての有利さがマスコミなどで紹介され、県外からの購入も行われ、取引価格の高騰にも影響を与えているという²¹⁾。

また、沖縄県の基地年間賃貸料は、1972年の12,315百万円から値上がりを続け、2019年には88,145百万円と7倍を超えている²²⁾。それは、復帰以後もアジア太平洋地域における米軍の前線基地を沖縄が担うことに、支障がでないよう日本政府により支払われてきたといえる。しかも、これは人々から基地集中の対価と受け取られる様相が在り、訴訟原告団に参加する懸念が拡がった背景の1つといえるだろう。

基地労働者数は、復帰前の1965年における嘉手納村の軍雇用者数が1,252人で、中部地区の総数に占める割合は5.2%、うるま市域のそれは、5,461人で22.8%となっていたが、復帰前からはじまった彼らの大量解雇は、復帰後の1977年頃まで続いた。爆音差止訴訟がはじまっていた1991年のその数は、嘉手納町が201人、うるま市域は1,779人であった。2010年のそれは、嘉手納町が85人とさらに減少し、うるま市域は1,778人で横ばいである。なお、嘉手納町は2010年以後微増している²³⁾。

このように基地労働者数をみると、うるま市は嘉手納町に比べ、増加傾向を示してきた。訴訟団のスローガンには、基地撤去が入っていないが、彼らに配慮しているためという。他方、嘉手納町はうるま市に比べ、個人の軍用地主が格段に多い。嘉手納町とうるま市のこのような差違は、地域の生活や住民運動にいかなる影響及ぼしているかは、今後の検討課題である。

1.3 嘉手納町の郷友会

沖縄の郷友会は、伝統的な地縁・血縁的な関係に基づく「アイデンティの源泉、聖なる空間を守り続ける団体」として、祭祀行事や相互の親睦、扶助などを掲げる。嘉手納町では、1957年に野里共進会が発足し、1978年の久得郷友会など徐々に設立されてきた。会の主な目的は、戦前の字有財産に配分される軍用地料の管理で、運営は、「会員相互の理解と団結により字有財産を保護活用して、祖先伝来の諸行事を円滑に行う…」とされている。町内には14会が設立され—野國郷友会、字屋良共栄会、野里共進会、嘉手納共栄会、国直郷友会、久得郷友会、千原郷友会、兼久郷友会、字東郷友会、伊金堂郷友会、嘉前郷友会、嘉手納大通り郷友会、水釜向上会、字東屋宜原郷友会—、1/3が事務所をもち、8会が字誌を刊行している（会費を徴収する会もある）。会則の会員条件は、多くが1945年以前の居住者の子孫であること、女性は、婚姻により居住地や配偶者の出自にかかわらず非会員になる主旨が記載されている²⁴⁾。

町内の郷友会で最も財源が豊かで、常駐の事務局が存する野里共進会における、町内・外在住者の比率は、会員世帯総数617戸のうち、町内が306戸、町外は311戸と町外在住者が半数を超え、会員数は男女計で1,699名となっている（2019年4月）²⁵⁾。

ここで、沖縄固有の門中制度を重視する千原郷友会についてみよう。会は、1800年頃首里、那覇、久米島から移住してきた人々によって主集落の字千原が形成され、後に屋取集落（新原集落）として字野國から分離して出来た地区である。彼らは1960年に郷友会を設立し、会員資格は、門中制に起源を持つ戸主の同一氏であることと1945年以前の居住者が必須条件となっている。女性が婚姻により非会員になることは、同様である。だが、近年高齢化が進み会員の減少や諸事業の実施、継続などにも課題が出ている。また、町議会議員選挙では、区長や郷友会会長経験者等のうち、政治的な活動に志をもつ人を千原郷友会の基盤を継承する代表として議員に擁立しているという²⁶⁾。

ところで、原告団支部会員のインタビューでは、どの郷友会に属するかなどを耳にするが、嘉手納基地爆音差止訴訟に関わる事柄は話題にしないという。機関誌は町外在住者へ郵送しているが、それにも記載は無い。もちろん、原告になるかどうかは個人の判断で、その上、会員すべてが嘉手納町在住者ではないこともあるだろう。だが、裁判では、地域の原告数や政治的な状況が世論を動かし、判決に微妙な影響を与えるように思われる。

石原昌家は、第1次嘉手納基地爆音差止訴訟の判決が、飛行差止請求を棄却したことを「絶対承服できない」とする一方、裁判所は、国が主張した「危険への接近」を否定

したことを評価し、関連する「郷友会」について以下のように語った²⁷⁾。

軍事基地に生まれ故郷を丸ごと奪われ、その故郷を同じくするもの同士で郷友会組織を結成し、疑似共同体的な営みを維持している・・・そして、故郷を奪われた人たちは、沖縄戦以来「基地難民」化し、故郷に近い基地周辺に可能な限り住もうという気持ち…未だに生まれた故郷へ戻れないという住民の心の奥底からの叫びをずっと維持し続けてきた。……その故郷を思う心の深さを具体的に表している事例として、「字史編纂事業」に取り組む作業を続けている。

石原の発言は、フェンスの傍らで黙する「基地難民」化した人々の憤りが字史編纂に投影されていると言っているようだ。これまでの所、郷友会の運営と字誌編纂事業、基地被害に関係する調査は不十分であるが、郷友会は沖縄固有の伝統を維持しつつ、生活の基盤継承にかかわる政治的影響力を発揮しているようにみえる。

2 嘉手納基地爆音差止訴訟の経過

2.1 立ち上がる住民と弁護士

第1次爆音差止訴訟の提訴時期は復帰後10年を経過していたが、日米両政府は、米軍基地を本土並みに縮小しないばかりか、基地の拡張・機能強化を進め、占領期と変わらぬ米軍の占領軍体質が継続し、基地被害も本土より甚大で頻発していた。

提訴に至った背景には、大阪（国際）空港裁判で民間航空機の運行それ自体適法に行われているが、「騒音公害を伴う飛行は……全体として違法である」ことを確立したことから、米軍の基地使用では「基地公害は泣き寝入り」ではなく、軍用機でも同様に違法という論拠による。さらに、先行した横田基地の訴訟は、軍事基地をめぐる裁判であったが、「原則として公害訴訟」として進められ、判決は夜間の飛行差止はかなわなかったが、過去の損害賠償を勝ち取った²⁸⁾。

嘉手納基地の爆音に対する町役場の取り組みは、1970年10月に嘉手納村基地被害対策協議会がB52の爆音被害調査を開始していた。嘉手納基地周辺の地域では、労働団体が中心になって、1975年に爆音訴訟の共闘会議設立準備会を開始した。だが、労組内部では「裁判闘争の“労組主導”に対する疑問に加え、周辺住民自身、爆音に被害意識は持ちながらも、……『何も裁判まで…』という消極姿勢が支配的で」、結局1978年

に動きは立ち消えた²⁹⁾。

その後、再び、那覇第一法律事務所の池宮城紀夫ら弁護士と沖縄県労働組合協議会（略称：県労協）有志は、1980年から基地の騒音被害の大きい6市町村の労働組合と住民組織などへオルグに回り、爆音差止訴訟を起こそうと会合を開き、なぜ裁判をするのか、提訴する正当性、運動をどう構築していくかを直接説明した。そうした中、横田基地公害訴訟の判決を受け、沖縄県中部地区では1981年9月に「嘉手納米軍基地爆音防止住民共闘会議」（略称：爆音共闘会議）を結成し、弁護団とともに原告団結成総会を経て、1982年2月に那覇地裁沖縄支部に提訴した³⁰⁾。裁判は約7年間の紆余曲折の末、開始されたのである。

池宮城紀夫（1940年生）は、嘉手納基地爆音差止訴訟の準備段階から運動を主導する中心人物の1人である。彼は弁護士登録と同時に1970年に発足した反戦地主会の裁判にかかわっただけでなく、爆音差止訴訟の提訴と同時期に開始された一坪反戦地主運動も支援し、自身も一坪反戦地主である。訴訟は40年間たたかわれているが、全期間を通じて意思決定の場に存した人はすでに少数で、彼は裁判に向けて行動をはじめた頃を以下のように記していた（「記念誌の発刊にあたり」から）。

当時、県労協は、横田や厚木に劣らず爆音被害の大きい嘉手納基地を抱える沖縄で差止訴訟がないのはおかしい、是非訴訟を起こそうと提起し、私と知念幸栄弁護士（故人）、現国会議員の照屋寛徳弁護士（1945-2022年）に依頼してきました。私たち3名と県労協の役員らは度々会議を重ね、党派を超え住民運動として幅広く展開していくために、裁判の中では基地撤去と安保反対を直接追及せず、人間らしい生活を取り戻すために、「静かな夜を返せ」をスローガンにすることにしました。基地撤去や安保反対を言わずとも、沖縄県民は爆音の元凶は基地であり、安保条約であることは身をもって知り尽くしているのです。

当初、国を相手に裁判するなど考えてもみなかった住民が大多数でしたが、2年後に提訴し、翌年には総数907名による大訴訟となり弁護団事務局長を担いました。

弁護団は、沖縄とこの分野に蓄積のある大阪から参加が得られ、関西地域から専門分野の研究者の協力も得られた、みな手弁当であった。この経過から、爆音差止訴訟は県労協から働きかけ、弁護士グループと協議したことがわかる。そして、池宮城は当初、運動をどのように考えていたのかを次のように証言した³¹⁾。

——嘉手納基地からの航空機の爆音は、中部地区の広範囲に及びますが、どのように運動を進めようとされましたか？

嘉手納基地爆音被害の原告団は、復帰協によるピラミット型の運動ではなく、原告団本部と6地区の支部による横の連帯を中心に、個人を主体として裁判をたたかう住民運動を目指した。ピラミッドは一角が崩れると不安定になるが、横の連帯は壊れにくく、支部相互の協力関係も築きやすいので。

2.2 裁判の経過と原告団支部の動向（表4を参照）

2.2.1 第1次訴訟 1982年2月～1998年5月

提訴は那覇地裁沖縄支部に提出され、控訴審判決は福岡高裁で行われた。原告団長は照屋明（北谷町）が担い、原告は907名であった。弁護団は、大阪空港裁判をたたかった弁護士集団の応援を受け、弁護団長は沖縄の知念幸栄、事務局は池宮城が担当し、25名で編成された。その後も、裁判の主旨に賛同する本土の弁護士集団が支援し続けている。被告は国、主な請求事由は、嘉手納基地における夜間早朝——午後7時から翌日の午前7時まで——の飛行及びエンジン作動の差止、健康被害と爆音の因果関係、爆音に伴う損害賠償であった。池宮城は原告募集条件について、次のように述べた³²⁾。

——第1次訴訟の原告募集の頃を知る方は少ないですが、原則1世帯1人でしたか？

6地区の被害を受けている世帯の代表者を募集した。世帯の代表として誰を出すかは家族内の判断であり、原則1人ではない。これは、沖縄で国を相手取った裁判だったので、そのような形にした、だが原告が907名となり予想以上に多かった。大規模な裁判になり、裁判所も本庁（那覇地方裁判所）に移してほしいとさえいった。だが、戦後、爆音被害は中部地区の全世帯が被害にあっているので、原告が居住する中部地区の沖縄支部で審理するのが当然だ、と断った。

最高裁判決要旨は、飛行の差し止めとエンジン作動の禁止は請求棄却、「…日米安保条約と日米地位協定及びその他の法令には、被告国が米軍の活動を規制しうる定めがない」（主張自体が失当）と、「第三者行為論」を主張した。損害賠償請求の範囲は、該当者が867/906人となり、総額13億7千万円を超えた（途中1名が引越し）。その基準は、うるささ指数（WECPNL指数）の受忍限度を75以上として原告に過去分の損害賠

償を支払うもの（受忍限度を75以上は既に横田基地公害訴訟で認められている範囲）、国が主張した「危険への接近」は否定された³³⁾。結審まで16年かかり、判決は米軍の夜間飛行を違法としたが、飛行差止は棄却され、健康被害と爆音の因果関係を否定し、「低額な賠償金の支払いとなった。その怒りは、当然、第2次訴訟はやるべきという方になった」³⁴⁾。

嘉手納町のHT（1949年生）は自営業を営み、町議会議員経験者である。第1次訴訟に参加した頃を以下のように証言した³⁵⁾。

——訴訟のことは広く宣伝をしていなかったと聞きますが、どのような契機で参加されましたか？

家庭周りをしていた町労組の人たちから声がかかり、自営業を営む父と一緒に原告になった。軍用地料より命の安全と平和、故郷を返してほしかった。父は裁判中、地主会のメンバーから、米国や国から圧力が懸かることを心配し“原告団離脱を”と繰り返し話しがあつたと聞いている。復帰して10年、やっと基地被害への抗議を公然と訴えられるようになっていたが、沖縄の私たちは弱い立場であることに変わりはない。裁判中政権政党の政治家から「爆音被害を訴える沖縄の原告団は頭がおかしい人々」と差別発言もあつた。静かで平和な故郷を返してほしただけなのに。結審後、第2次訴訟には参加しなかった、夜間・早朝の飛行差止めは達成されず、裁判所は住民の味方ではない、……原告になることは金目当てだなどいろいろ言う人もいたのが悔しかったし……被害を野放しにする司法への深い失望もあつた。

彼の証言の背景には、沖縄における日米両政府の安保体制や基地維持政策、町の政治的な傾向も推測される。ところで、嘉手納町軍用地等地主会は、当時と違い現在は、爆音差止訴訟を「軍用地料とは関係ないから個人の判断だ」と述べている³⁶⁾。

ここで、復帰前の米国民政府と琉球政府の関係を確認しておきたい。琉球政府は米国民政府の代行機関であったが、施策はつねに米国の「軍事的必要の許す範囲内において」と限定的であった³⁷⁾。このような状況は、復帰後どのように変容しているか、それを含め爆音差止訴訟をみよう。

第1次から第2次訴訟で大きく原告数が増えた背景の1つと言われることは、1999年2月に具志川市で、W値が75以上の騒音地域に居住しながら第1次訴訟に不参加だ

った住民らが、前原告団に認められたと同様な損害補償を国に求めていこうと「嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会」を結成したことである。

その会は、具志川市を皮切りに、石川市と沖縄市に拡がり3市を中心に約13,000人を集め決起集会在開催された。「3市議会では同会を支持する決議・要請採択などを行い、会はさらに嘉手納、北谷、読谷……を含めた連合組織づくりに向かっている」という。この組織は飛行差し止めを求めず、損害賠償を主張する。会の発足は日米両政府にとって好都合だったのではないかと、損害賠償の支払いで基地被害への不満が緩和されるのだから。だが基地ある限り爆音は止まない。新聞報道によると、第2次訴訟には「同会の会員らも積極的に参加した。新嘉手納基地爆音差止訴訟の仲村清勇原告団準備会長は、『二千二百人が参加する具志川支部の例を見ても、公平補償を求める会との相乗効果で原告団が膨れ上がったといえる』」と記されている³⁸⁾。

2.2.2 第2次訴訟（新嘉手納基地爆音差止訴訟） 2000年3月～2009年2月

第2次訴訟の原告団長は仲村清勇が担い、弁護団長は池宮城が務め、原告数は5,544名とさらに増加し、弁護人は36名となった。原告募集条件は、「年齢や世帯の代表者という制限をなくし、すべての人が原告になれることにした、それにより、原告は世帯で1人、あるいは全員とバラバラ」で、以後大きな変化はない³⁹⁾。

第2次訴訟が第1次と異なる請求事由は、外交請求義務確認請求（米国を被告とした対米訴訟について）と将来の損害賠償請求であった。判決要旨は、対米訴訟を棄却したが、その事由を「外国国家の主権的行為については、民事訴訟権は免除される」と言い渡された。この最高裁決定は、「アメリカ合衆国に対する訴訟ではいわゆる主権免除論により訴訟の送達すらなされないままに、判決が確定するに至った」のである⁴⁰⁾。健康被害の因果関係は認められないとした。損害賠償請求の騒音コンター範囲は変わらず、賠償金額は若干上積みされ、適用された原告は、5,519/5,544人、総額56億2,692万6,096円の支払いとなった⁴¹⁾。うるま市の具志川支部事務局長SS（1948年生）に第2次訴訟の頃を尋ねた。

——第2次訴訟では原告になられたとのことで、具志川支部活動に参加されましたか？

その頃は子育ても一段落し、第2次訴訟の途中から支部の副支部長になった。第1次・第2次訴訟では“爆音共闘”という言葉が生きっていて、労働組合の人たち

も様々なことを引き受け、運動を支えてくれた。訴訟団は弁護団中心で進められ機能していたが、原告団支部は組合に任せっきりの所があった、おそらく他支部も同様だったろう。そのことは、地域の中で訴訟が話題にならない状況を招いたのではないかと、原告団の運動“という実感が持てないまま、裁判の傍聴や集会、ピラづくりに忙しくしていた。

だが、具志川市がうるま市に合併し（2005年）、市職労の活動が一部見直されたことから、訴訟への支援が困難になり、第3次に向けて自立的な活動をやるべき時期がせまった。また、第2次訴訟が結審し、経過が地元新聞に掲載される中で、損害賠償金が話題となり、第3次訴訟募集に向けて以前にも増して関心が高まっていた⁴²⁾。

その状況で訴訟原告団は、今後の体制づくりを協議し、結局、結審後に裁判に対する協力金制を取り決め（「嘉手納基地爆音訴訟基金」制、2009年から施行）、会費の徴収を行い、それを原告団本部と支部の活動費に組み込むことになった⁴³⁾。その背景には、第1次訴訟団の原告団長が裁判のために借金をしたことをはじめ、弁護人を含めた活動の“手弁当”部分の解消、当初からの方針である本部と支部の横の連帯・支部活動の独自性をさらに進めることがあった。運動は、活動と資金の曖昧さを解消し、労組の支援から個人を主体にする形態にステップアップしたといえる。

そして、「支部ごとの事情と特徴が目立つようになった」のである。その1つは、第3次訴訟原告団の募集に際し、嘉手納支部では「米国や国への対応を余儀なくされる仕事や行政にかかわる人々は国の嫌がらせを恐れ、町役場の要職に就いたりすると参加しない傾向」が表に出てきた。憲法は裁判を受ける権利を保障しているが、町の政治的な傾向が波紋を駆け、原告数の増加は進まず、支部長が決まらない状況になったのだ。池宮城弁護士には、「嘉手納町で支部長が決まらないなら、私は弁護団を降りる」とさえ云われた。

HTは、第2次訴訟に参加せず、当時、町議会議員を務めていたが、この状況で説得を受け、再度原告団に加わり、様々な協議の末、嘉手納支部長を受けた。彼は、「第3次訴訟は一般の人々を中心に組織しようと考えた。準備期間は2010年9月からの6ヶ月間で、嘉手納町では人口の約1/3が提訴した⁴⁴⁾」。

また、具志川支部は判決後の原告団座談会で、原告の中には、「どうしても金銭目当てという人もいらっちゃった……、私は、三次に向けて金銭目当てならやらない方がい

いよという考え方をしていた。しかし、少ない人数で声を上げるよりは、大きな人数で声を上げた方がいいだろうと言うこともあって、最終的に約2,200名で訴訟に「臨んだという⁴⁵⁾。

裁判前後の多忙な状況の中、具志川支部では、事務局体制を改めて整え、「原告1人1人が運動の裾野を拡げるため、第3次から自治会を巻き込む地域分会制度を展開」している。現在、具志川地区の爆音被害地域は10区に跨がる。そのうち天願区自治会では、会員である原告に対し「深い関わりはないが、自治会に属する住民に対し少し便宜を図る」というスタンスで、他支部と異なる活動がはじまっている⁴⁶⁾。

こうして、財政確立した下での運動は、“原告団本部は支部に対し活動方針の提示と予算の配分をするが、支部はその方針を地域特性や実情に合わせ幹事会あるいはスタッフで協議し、運動を構築していく”体制が、第3次訴訟の募集時期に形作られていった。

2.2.3 第3次訴訟 2011年～2021年3月

第3次訴訟は、原告団長を新川秀清が担い、弁護団長は引き続き池宮城が務め、22,058名と巨大な裁判になった。このことから、弁護団は39人に増強され、原告団の活動量も増大した。第2次訴訟と異なる主な請求事由は、「米軍及び被告国の行為によって、人格権、環境権、平和的人権が著しく侵害されている」として、夜間早朝の飛行差止に加え、日中の午前7時から午後7時までは65dB以下にすること、第2次に参加した旧原告及び新原告への損害賠償の支払い、将来分の支払いに加えて、第2次訴訟で棄却された読谷村座喜味以北の損害賠償の請求を認めさせることであった。加えて、原告は健康被害——不快感や不安感という心理的負担、睡眠妨害や高血圧など——は「社会生活上、受忍できる限度を超えている」と指摘し、「米軍の活動による利益を国民全体が受ける一方で、一部に特別な犠牲が強いられており、不公平は見過ごせない」と陳述した。だが、判決は、飛行差止止め請求に対し「基地の管理は米国に委ねられており、日本政府が規制できる立場にない」とこれまでを踏襲した判断を示し、健康被害についても否定した。また、住民の一部が米国を相手取って飛行差止止めと損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決に対しても、高裁那覇支部は一審に続いて訴えを却下した⁴⁷⁾。

判決は、またも飛行差止を棄却したが、損害賠償金の積み増しと読谷村座喜味以北の損害賠償の請求を認めさせることができた。今回の賠償支払い額の増額は、2010年の普天間基地爆音訴訟の控訴審判決を踏まえたものといわれる⁴⁸⁾。

先述したように、全国の軍事基地は基地騒音に悩まされ、裁判をたたかっている地域が多い。横田基地の2つの原告団、小松、厚木、岩国、新田原、普天間、嘉手納原告団は、「全国基地訴訟連絡協議会」を結成し（2008年12月）、情報交換など交流をしている。なお、当時本部役員には、市議会議員経験者の女性が副団長として4年間在籍した。

こうした結果を受けて、軍事基地の爆音には「裁判という形でも、声を出さないと基地の自由な使用に“YES”になってしまうから」とさらに第4次訴訟へ⁴⁹⁾。原告団は、生活や環境における人権を拡大させるために裁判を継続しようと、パンデミック下で第

表4 嘉手納基地爆音差止訴訟の主な判決要旨

事項	第1次	第2次	第3次
提訴年月日	1982年2月26日	2000年3月27日	2011年4月28日
(1) 早朝夜間の飛行差止請求	被告国が米国の活動を規制しうる定めがない。よって主張自体失当であり棄却。	請求棄却	請求棄却
(2) 外交交渉義務確認請求		控訴棄却	控訴棄却
(3) 健康被害と爆音の因果関係	否定	否定	否定
(4) 損害賠償請求			
①防衛施設庁が定めた騒音コンターのうち、WECPNL 75以上の地域の居住する者には、右記の損害賠償を認める（月額）。	W 値 95 以上 18,000 円	W 値 95 の区域 18,000 円	W 値 95 の区域 22,500 円
	W 値 90-95 未満 12,000 円	W 値 90 の区域 12,000 円	W 値 90 の区域 18,000 円
	W 値 85-90 未満 9,000 円	W 値 85 の区域 9,000 円	W 値 85 の区域 13,500 円
	W 値 80-85 未満 5,000 円	W 値 80 の区域 6,000 円	W 値 80 の区域 9,000 円
	W 値 75-80 未満 2,000 円	W 値 75 の区域 3,000 円	W 値 75 の区域 4,500 円
②損害賠償請求が容認された原告数と損害賠償額の合計	867/907 名 約 13 億 7 千万円	5,519/5,540 名 約 56 億 2,692 万 余 円 (但し、座喜味以北に居住していた原告 21 名は棄却)。	22,020/22,058 名 約 261 億 2,577 円 (座喜味以北に居住していた原告を含む)
③損害賠償の受忍限度	W 値 75	W 値 75	W 値 75
④損害賠償請求が認められた原告のうち、下記の事項に該当する者は、以下の割合で損害賠償額を減額する			
(a) 防音工事が施されている者	最初の1室-10%、1室増加毎-5% 加算して減額	最初の1室-10%、2室目以降1室につき5%、減額の上限は20%、外郭防音工事は一律20%	1室-10%、2室目以降1室につき5%、5室以上は一律合計30%
(b) 危険への接近	否定	否定 (但し、県外からの転入者1名につき30%減額)	否定 (但し、県外からの転入者1名につき30~60%減額)
(5) 将来請求	却下	却下	却下
控訴審判決	1998年5月22日 福岡高裁那覇支部	2011年1月27日	2021年3月23日

出典：仲村清勇『嘉手納爆音訴訟の記録 静かな夜を返せ』嘉手納爆音裁判闘争記録編集委員会、1994年。嘉手納町『嘉手納町と基地』2022年、84-89頁。『琉球新報』1998年5月22日夕刊。以上資料から作成

4次訴訟原告団の募集を開催した。

2.2.4 第4次訴訟係争中 2022年1月～

第4次訴訟は、第3次に続き原告団長を新川秀清が担い、弁護団長は池宮城が務め、原告は35,566名と過去最大になり、2022年1月28日に提訴した。主な請求事由は、前回かなわなかった嘉手納基地から発生する夜間飛行差止と日中の騒音を65 dB以下にすること、予備的な請求としてLnight 40 dBを超える騒音や、Lden 45 dBを超える騒音を原告らの居住地に到達させないこと、損害賠償額は原告1人当たり月額55,000円を請求する（このうち5,000円は「この種の裁判では、判決において許容された被害額に対し、10%分を弁護士費用相当の損害分として加算し、損害賠償額が許容されている」分である）、防音工事による賠償額の減額に歯止めをかける、普天間基地爆音訴訟弁護団と協力し、米国を相手取って行政訴訟を提起する（2022年5月に提訴）。そして、「第三者行為論」を否定させないたたかいにすることである。また、嘉手納基地やキャンプ・ハンセンばかりでなく本土の米軍基地周辺に及ぶ毒性PFOS, PFASによる環境汚染に言及し、その調査さえ出来ぬ日米地位協定の見直しも求めている⁵⁰。

3 運動の展開と課題

3.1 原告団活動の多様化——本部と支部

前章でみたように、原告団は、第2次訴訟判決前の数年間、原告団活動を討議し、2009年10月に財政基盤を整え、個人活動を主体とした「本部と6支部による横の連帯」の下、第3次原告募集を開始した。その内容を確認しよう。

まず、原告団本部と支部は、事務局体制を強化し、広報活動の多様化と強化に努め、2011年に第3次訴訟を提訴した後、保存を前提にした様式で2012年1月から広報誌「静かな夜を返せ」を年3回前後、全会員へ送付している。内容は、原告団の学習会や報告会、裁判の傍聴と経過や嘉手納基地の新たな動向だけでなく、支部の活動紹介や会員の近況報告、「全国基地訴訟連絡協議会」の情報に加え、6市町村の原告が市町村議員選挙へ出馬する際には推薦するなどである。

本部幹事会は、2014年の県知事選に出馬した翁長雄志の「主張は嘉手納爆音原告団の運動と一致するもので、幹事会で推薦した」と広報誌を通じて会員に伝え、その後、オール沖縄を支援する立場である。そして辺野古門前集会、オール沖縄の大会への参加

を呼びかけるほか、各支部で学習会や親睦会——グランドゴルフ、カラオケなどを開催している。これは原告を孤立させず、互いの協力を引き出す、仲間づくりと住みよい地域づくりを目指すものだろう⁵¹⁾。

本部役員は、現在、各支部長を含む多様な就業経験をもつ男性で構成され、新川をはじめ県・市町村の首長・議会議員経験者も含む。なお、本部・支部体制における女性の役割は、申請手続事務への参加や事務局員で、嘉手納や具志川支部のように役員・スタッフに女性が入ることは少ないようだ。今後、女性たちの役割がどのように変化していくかに注目する。

次に、既述したように、嘉手納支部の第2次訴訟の募集は、他支部と同様「町職労のメンバーが中心になり原告団参加者を呼びかけていた……軍用地主が多い嘉手納町は生活の糧——軍用地料や基地関連収入——に影響が出ることを恐れ、原告の広がりがなく」、基地の中心地域に位置するがゆえの複雑な立場を経験した。

そして、第3次訴訟の募集では、横断幕をつくり街宣を行う、町内全戸に原告募集チラシを2回配布するなど、目に見える行動に打って出た。それは人のつながりに頼るのではなく、「一般の人々を中心に組織しよう」とするもので、申請手続の事務作業には、多数の女性が参加し、原告数は、536名から4,916名と飛躍的に伸び提訴へ進んだ⁵²⁾。

爆音被害が激しい東区は、人口の半数が原告であるが、2011年11月に「嘉手納支部東区原告団協力会」を発足した。その後、町内の協力会は全区の半数で設立することができ、それぞれ行政区も協力的である。こうした一連の活動は、協力金の使途が目に見える例となり、原告の世代交代を見据えた仲間づくりといえよう。

定例の活動は、週1回10人によるスタッフ会議で「支部の力になっている」（うち1人は女性）。継続している支部活動は、基地被害をなくすため原告とともに本部が提起する裁判傍聴、県民集会などで、積極的な参加が進んでいる⁵³⁾。

2020年11月からの第4次訴訟の募集では、コロナ禍であったため、断続的に大規模な会場を借り、女性ら10名が申請手続事務作業に参加した。町内事務所に横断幕を掲げ、全戸に原告募集チラシを配布、街宣も前回同様に行った。こうして約1年間募集を継続し、7,752名が申請した、それは町内人口の半数にあたる。その間石川支部の応援にも出向いた。もちろん、そうした活動には本部からの財政支出がされる⁵⁴⁾。

具志川支部では第2次訴訟の判決前に、前記した財政基盤を支える協力金制度を本部幹事会に提案し議論の末、原告団の方針となったことから、原告募集時にその制度が、裁判期間における訴訟団の活動を支える資金である旨を伝えている（それはどの支部も

表5 嘉手納基地爆音差止訴訟：原告数の推移（一部世帯数を含む）

支部	第1次	第2次	第3次	第4次	第3次の世帯数
北谷支部	248	942	3,931	6,870	1,321
嘉手納支部	184	536	4,916	7,752	1,618
具志川支部	168	2,190	4,974	6,867	1,601
石川支部	144	1,191	5,373	4,878	1,913
沖縄支部	106	591	2,134	5,799	744
読谷支部	57	94	730	3,400	299
合計	907	5,544	22,058	35,566	7,496

出典：訴訟原告団スタッフ会議『5540 新嘉手納基地爆音差止訴訟原告団』新嘉手納基地爆音差止訴訟原告団、2011年。原告団文化広報部『第3次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団（新川秀清）、第3次嘉手納基地爆音差止訴訟弁護団（池宮城紀夫）爆音響く。ダイジェスト版』2022年と第4次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団「2022年度結成総会 2022年2月」（原告団本部より資料受領、2022年6月17日）。以上資料から作成

同様)。2019年冬までは、その予算を使って月1回の辺野古ゲート前抗議行動の支援や平和学習の企画——例えば、基地の返還跡地の見学・うるま市内の平和関連史跡の見学——を小学校区の分会を核に活動してきた（現在休止中⁵⁵）。こうした活動には、他支部同様、本部からの財政支出がある。分会は、地域ごとにコーディネーター役のリーダーを協力員と決め、ネットワークを構築するが、その活動は地域婦人会やPTA活動経験者が多い。彼女らは、原告募集説明会で活動内容を聞き、運動に参加してきた人たちである。SSは、彼女らが「地域社会になじんでおり、生活の中で、普通の人たちがやらねばならないことをやってきた人たち」と説明するが、今後の活動に注目していきたい⁵⁶。

支部における区単位の仲間づくりは、原告が相互に協力者となり、支部活動の輪を拡げるべく役割を担っているのだろう、そして、活動資金の使途を見えるものになっていると思われる。

迎えた第3次訴訟の原告募集は、申請者数が飛躍的に増加し、その傾向は嘉手納町で顕著である。第3次における6市町村原告総数の人口と世帯数の割合は、約7%前後となっている（表1と5）。

3.2 運動の経過と課題の整理

ここでは、40年に及ぶ原告団の運動が主体的な個人の活動に移行していく際に、いかなる課題が存したのかを整理をしたい。主に3点が考えられる。

第1に労力と資金、運動の協力者が増えない問題である。提訴から10年経た頃の『沖縄タイムス』は、労働組合幹部で原告団事務局長のNKが「先が見えない怖さ、と

言うのか、初めはみんな熱心に協力してくれるが、二年たち五年経つうちに熱がさめてくる」と記した⁵⁷⁾。「『ウチナーンチュは継続的な運動に弱いのか、空中分解しそうな時もあった』と池宮城弁護人。……ことし十一月一三日の口頭弁論では仲村清副団長ら十人余が見守るだけで、傍聴席は空席の方が目立つ。……人手、資金不足に……バックアップの弱さも……基地裁判は『もうからないどころか、自腹まで切る羽目になる。かかわっていると、レットルを張られ仕事が減る』」と、裁判が長引くにつれ運動が縮小する傾向も指摘した⁵⁸⁾。だが、判決で損害賠償金の支払いが決定し、原告数はさらに増加する。とはいえ、運動に参加する協力者は時期により増減があったのだろう。

このようなことから、原告数が増加しても、なぜ、運動の協力者が増えず、いわゆる労働組合役員など活動家らによる運動が続いたかを整理すると、原告団には労力や資金だけでなく、原告同士のバックアップが弱く、自分たちの運動を自覚する以前に、むしろ地域内の圧力が窺われる。弁護団は、手弁当であるにもかかわらず大阪からの協力が得られ、維持できたが、原告の中には、地域内で目立たないようにとの思いが一部で存したことが推測される。そのことは、賠償金獲得に注目する別グループを増加させることといかなる関係があるかを検討する必要もあるだろう。

ところで、労組による住民共闘分野の活動は、1989年に総評が解散に至り、見直されていくが、沖縄も例外ではなかった。例えば、全駐労沖縄地区本部は、1997年に分裂した後2008年に沖縄平和運動センターを離脱した。新聞インタビューでは「基地がなくなれば仕事なくなる。10年ほど前から組合の中から、基地撤去を求めることや米軍再編に対し不安の声があがっている」と述べた⁵⁹⁾。既述したうるま市は、市町村合併に伴って、労働組合の方針が見直され、爆音差止訴訟の支援から撤退した。つまりは、ピラミッド型の運動の限界を迎えたのである。そして、前述したように原告団は、新たな体制に移行したといえる。加えて、こうした変化には、以下の第2と第3の要素もかかわる。

第2は、なぜ裁判をするのかを繰り返し議論する課題である。提訴は憲法に定められた正当な権利で、民事裁判は、「裁判に提訴しない限り……公平補償を求める云々とかはありえない」ため、飛行差止を勝ち取らねば、果ての無い裁判となる⁶⁰⁾。

第1次訴訟判決は、原告が損害賠償金を獲得したことを県内に知らせたが、それでも石川支部の第2次訴訟募集時に、原告の中には「本当に賠償金が勝ち取れるか……軍雇用員の方は職場で嫌がらせを受ける不安があると、更に、公務員も裁判には不安があって……情報が正確に伝わっていなかった」という発言もされた⁶¹⁾。

また、占領期から始まった77年間に及ぶ爆音被害の提訴は、住民の正当な権利という時、池宮城をはじめ原告団のインタビューでは、訴訟の根に「命どう宝がある」という⁶²⁾。それはどういうことか。屋嘉比は、「命どう宝」が復帰を境に県史だけでなく市町村史・字誌編纂事業における、「七十年代以降盛んになった戦争体験の掘り起こし運動の中から用いられるようになった」と論じる。その言葉が、広範な県民に言われるようになったのは、「八二年の教科書検定問題で沖縄戦における住民虐殺の既述が削除されたことをきっかけに……県民が時代への危機意識によって、沖縄戦を『主体的に』語り直して『(再)発見』した言葉」と記す⁶³⁾。なお、教科書検定問題は2007年にもおこり、大規模な抗議県民大会が開催された(集団自決の記述が問題)。

つまりは、「命どう宝」の根の1つには、沖縄の歴史認識にかかわる問題を背景に社会運動に参加する人々が、沖縄戦の記録や占領期が、現在と地続きにあることを再発見し、生活に直結する言葉として在るのだろう。それゆえに、軍事基地周辺で爆音被害に晒され続けていることは、生活の安全保障を問う命の問題として捉え直されたと思われる。

加えて、背景には絶え間ない基地機能の更新や米軍の対応から爆音被害が増大していることもある。そのようなことは、原告団支部活動に参加する個人が増えつつあることや原告数の増加に繋がり、地域の安全が脅かされる危機意識が増大してきたと考えられる。

ところでここで確認しておきたいのは、飛行差止を問わず、損害賠償金の獲得に注目する団体の存在である。既述したように、第1次爆音差止訴訟の判決後に、うるま市具志川地区を中心に「公正補償を求める……会」が中部地区の広範な地域で設立されたことや、2019年頃から東京に本社を置くベリーベスト法律事務所が、沖縄にも進出し、「賠償を求めて裁判を提起します。嘉手納基地騒音訴訟の原告を募集します」と着手金無料、弁護士費用24%などと記載したビラを配布したことに関係する(嘉手納町で配布された2019年6月21日ビラ)。

本社・在京の法律事務所は、被害対象地域が6市町村と宜野湾市に広がる沖縄へ参入し、軍事基地に投下される国家財政に注目する。彼らは、米軍の夜間飛行差止に言及せず、生活環境における人権の尊重など、社会正義を求める住民とは立場が異なるようだ。とはいえ、具志川地区からはじまった「嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会」の一部会員は、第2次爆音差止訴訟の原告団に加入してきた。

そして、2021年の第4次訴訟原告募集が迫る中、中部地区の広範な地域で、上記の

法律事務所は原告募集宣伝を繰り返し、損害賠償の獲得がビジネスの様相を呈した。また、うるま市石川地区には嘉手納基地爆音差止訴訟原告団石川支部とは、別団体が立ち上がり混乱した。だが、原告団は戸惑いつつも、40年間裁判を継続してきた実績となぜ裁判をするかの趣旨、両者との差違を述べるのみである。そして、爆音被害に晒される中部地区には、経済的な格差が存する中で、長年生活の安全を重視するのか、雇用や経済的利益を重視するのかという地域の利害にかかわる立場の違いも想起させる。

ここで、TZの証言を紹介しよう。彼は嘉手納町で生まれ育ち、学業修了後、町を離れ、退職後に母の介護のために戻って来た。原告になった契機は、母が友人の勧めで第2次訴訟原告団に入っていたことだ。騒音コンター図をみると、居住地域は損害賠償金が支払われていたことから、第3次の募集時に母とともに原告となった。その経緯については、以下のように述べた、彼は現在支部活動に積極的に参加している。

まあ、最初は賠償金目当てといえるかな、その後原告団の学習会や報告会、裁判の傍聴も全て参加した。ところが、傍聴席で聞いた第三者行為論、危険への接近、受忍限度という用語の解釈は、国と原告団の主張が食い違っているだけでなく、国の言うことはおかしいと気づき、マスコミ情報だけでなく自分で判断し行動する重要性に目覚めた。戦後、嘉手納町の商業地区には嘉手納大通り郷友会が設立され、母が入会している。自身は郷友会が必要なのか、と疑問に思い入会していない。郷友会の活動に基地返還が据えられるのなら意味があると思うが、……基地をそのままにして、懐かしさで集い、若い人たちに戦争体験などを伝えるというのはどうかと思う⁶⁴。

インタビューする度に郷友会員に出会い、会の紹介も伺った。もとより、郷友会の入会や、爆音差止訴訟の原告になることは個人の判断であるが、こうした証言から、基地被害と占領期体験、郷友会と命どう室の関係についてさらに注目していく。

第3は、経済と政治的な状況がこの運動にどのような影響を及ぼしているかである。先述した沖縄の歴史認識にかかわる問題、1980年代以降の地域経済の動向、1995年のあの事件以後の日米両政府と沖縄の関係、2001年9.11の同時多発テロによる米軍基地の厳戒体制などは生活に直結する問題だ。そして、2009年に民主党が圧勝し、政権交代が起きた2010年以後の政治的な状況である。だが、その後の基地問題をめぐる迷走は、住民1人1人の行動を呼び起こしたのではないか。例えば、『沖縄タイムス』は、

第3次の原告募集時における北谷町の「『黙っていても現状を認めたことになる。声を上げなければ』……爆音訴訟の原告募集がはじまると、基地従業員や軍用地主、若者、これまで訴訟と距離を置いてきた人たちまでもが雪崩を打ったように変わった」という声を記している⁶⁵⁾。

嘉手納町で生まれ育ち、退職後に母の介護のために戻って来たMSは、現在、支部活動に積極的に参加している。MSはそれについて以下のように証言した⁶⁶⁾。

基地は押しつけられたものだが、存在そのものが生活に入り込んでいるから、悲しいことに爆音に慣れてしまう人もいる。でも戻ってきたので、とても気になり…声が大きくなり、早口で話すようになっている、そして、臭いもすごい。軍用地料など基地の恩恵があるのに、訴訟をするのかとか……基地被害の抗議はほどほどにしたらどうかとかいわれる。でも、裁判をたたかうことは、地域で政治的な話しをすることになり、基地に対して声を上げる人が多くなる。そして、原告団の参加者が増え続けるという順番だ。

最後に、原告が今後の運動の課題をどのように考えているかである。第3次訴訟の判決は、1996年に合意した日本政府と「米国との騒音防止協定は午後10時から午前6時までの飛行を制限する部分が十分に履行されているとは言い難い。国が米国に同協定の履行を求める実効的な措置を執った事実も認める証拠はない」とさえ記し、裁判以前の努力の無さという根深い矛盾を指摘する⁶⁷⁾。

だが、これまでの経過から、第三者行為論を主張し続ける裁判所は、米軍に逃げ道をつくり、夜間飛行差止を請求しない「嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会」の存在は、政府を手助けしているかのようで、過去分の損害賠償金を支払う判決は、基地被害への不満を一定和らげるだけでなく、日米地位協定の見直しをせず、米軍駐留と基地の自由使用を未来に向けて担保しているかに思われる。また、地域には3通りの立場－原告にならない、夜間飛行差止の請求と非請求があるが、見方を変えると、爆音差止訴訟の賠償金は、皮肉にも「反対派自身と地元社会の批判的な目を買収と見られないような理由付け」に寄与している例ともみえる。嘉手納基地における米空軍の戦略が不透明な中、他県でこの裁判の内実を知る人はどれだけいるのだろうか⁶⁸⁾。

そしてパンデミックが継続する中、訴訟団は、第4次募集に関わる原告団説明会や申込み受付の出足が遅れ、嘉手納支部では、原告が半減するのではないかと懸念された。

そこには、先述した本社が在京の法律事務所の大宣伝やうるま市石川地区の混乱の影響も含まれる。

だが、第4次提訴の原告数は、第3次訴訟を大きく上回った。TYは、そのことを「この40年間、裁判は賠償金だけでなく、生活環境の人権をかけたたたかいという趣旨を明確にし、その都度の成果と問題点を明らかにしてきたこと、これまで真面目に裁判に取り組んできたことを住民が知っており、それらが自覚されていると安堵した」と述べた⁶⁹⁾。とはいえ、この証言は今後も本部・支部活動に工夫を求めているように思われる。

TSは、婚姻を機に嘉手納町へ転入した。彼女は、原告団に参加し地域活動に関心を持つ人である。原告数の増加と今後について以下のように述べた⁷⁰⁾。

原告数を増やしても、夜間差止に結びつかない、ましてや基地撤去にもなっていないことを今後どうしていくか。また、原告数の増加が選挙結果に結びつかない……、一生懸命やっている人もいるが、賠償金目当ての人もあり“運動”にならない状況もみられ、これまで以上に“なぜ裁判をするのか”、原告である私たちはこの違法状態にどう対応していくかと悩むところだ。

HTは「裁判は嘉手納基地の運用に異議申し立てるもので、イデオロギーに関係なく生活・人権の問題だと考えている……そして、原告団は中立であるべきだと思っている。……原告にならない人は、現状維持を望んでいるのだろうか……、原告数の増加と各種の選挙結果とは相関していない」と述べた⁷¹⁾。

我部政明は、第4次爆音差止訴訟の提訴時に新聞インタビューに応え、台湾など東アジア地域の情勢変化が沖縄の重要度を高め、嘉手納基地の使用頻度が増え、住民への負担がさらに高まるとし、「爆音で被害を受けている地域住民が、自分たちの被害を少しでも改善してほしいという思いで、原告数が増えたと思う……現状を少しでも変えるにはいくつもの形で訴え、政策などにつなげていくことが大事だ」と発言した⁷²⁾。

米軍を中心とする軍事力のグローバル化がさらに進展する状況下で、基地の爆音被害は、沖縄が最も甚大である。嘉手納基地周辺ではそれに対抗する生活の安全を求める人権の尊重に爆音差止訴訟を位置づける立場が高まっている。今更だが、権利は黙ってでは掴めない。

おわりに

嘉手納基地爆音差止訴訟団の住民運動が、当初目指した個人を主体とする方向により進んだ契機は、協力金制を設立した頃で、訴訟団の確かな力量による。本稿では、そこにどのような課題が内在しているかに注目した。

まず、裁判を伴う住民運動には、常に労力と財源、支え合う仲間の存在が重要で、加えて、基地の町で、基地被害を公然と訴えることのできる地域の状況である。そこには、生活の根にかかわる甚大な爆音被害が、戦後77年間継続していることが、「命どう宝」と結びつき、生活環境における人権の尊重は、金銭にかえられない問題で、黙ってはいは掴めないと自覚されたことがあったのだろう。こうしたことが爆音差止訴訟に距離を置いていた人たちをも突き動かし、様々な中傷にもめげず、参加していると思われる。

その背景には、占領期から復帰後に続く沖縄と日米両政府との関係性がある。裁判は、判決で指摘されたように、「国が、米国政府に対し騒音防止協定の履行を求める実効的な措置を執って」いないことから継続している。加えて、激しい人の移動を助長する経済のグローバル化の拡大や国家の軍事予算が、中部地区に経済的な格差をもたらす一方、1995年のあの事件以後、日米両政府などのパッシングに曝され続け、基地問題に対する圧力に対抗して、保守・革新を問わない新たな沖縄を目指す運動が、県内各地で粘り強く行われていることがあるのではないか。

そうしたことは、被害地域の原告募集に際し、街宣車を使って呼びかけるまでに変化した複雑な地域状況や、夜間飛行差止を求めない団体が参入してきたことにみられる。このようなことが、複雑に絡み合い原告団の運動が展開していると考えられる。

浮き彫りになった会の特徴は、まず、嘉手納基地爆音差止訴訟が、地域の再編を目指すもので、男性たちを中心にした住民運動が地域史の側面を持つことだ。他方、女性の立ち位置は見えにくい。そして、2010年前後に活動に参加してきた人々は、学業や就労から各地の移動経験を持つ「一般住民」である。彼らは、親世代から戦争体験を聞き、自らの占領期体験を想起し、現在の生活を語る。そして、戦後、嘉手納基地の存在は変わることなく、むしろ機能強化され、爆音が異様に強くなってきたことを体感している。加えて、池宮城をはじめとする弁護士集団が、基地の町の人権拡大を目標とする他県の弁護士らとともに闘っていることや公職経験者が運動に参加し続けていることも

ある。

最後に、爆音差止訴訟の住民運動は、こんなにも困難で、終わりのないたたかひにみえるが、これまでの経過をみると、運動は悩みながらも「人々の価値観を揺さぶり」、地域の変容の一端を浮き彫りにしているようである。生活における人権と安全保障を告発する訴訟団の活動は、今後、地域の中でどのように進むのか、女性らはそこにいかなる位置で存するか調査研究をさらに進めたい。また、郷友会は、一部の会が基盤継承を重視し議員を擁立するが、今後、地域の中でどのように変容していくかに注目していく。こうした検討は、基地の町を再編しようとする運動課題の知見が得られると考えるため、今後の課題としたい。

注

- 1) 爆音差止訴訟と同時代における社会運動をみると、基地の強制接収に関わる一坪反戦地主運動（1982年6月～）、平和運動を目指す沖縄戦記録フィルム1フィート運動が知られている（1983年-2013年）。運動は、労働組合だけでなく広範な市民の活動に依拠し、本土へも呼びかけたものである。
- 2) 弁護士池宮城紀夫の聞き取り（於：那覇第一法律事務所，2021年11月11日）。本稿では、全章を通じインタビューでの応答を記録するに際し、個人情報への配慮から氏名を記載せずイニシャルとした。但し、弁護士は了解を得て氏名を記載した。また、新聞記事、訴訟団発行の刊行物からの引用では、同様な配慮から原告団長以外をイニシャルとした。
- 3) 荒川章二「地域の中の一九六八年」『シリーズ戦後日本社会の歴史 社会を問う人々—運動のなかの個と共同性』岩波書店，2012年，229頁。
- 4) 榎本信行『軍隊と住民』日本評論社，1993年，7頁。自衛隊小松基地の騒音訴訟は1975年から。
- 5) 秋山道宏『基地社会・沖縄と「島ぐるみ」の運動』八朔社，2019年，200頁。
- 6) 沖縄米兵少女暴行事件は，1995年9月4日北部地域で発生したキャンプ・ハンセンに駐留する米兵3名による拉致・強姦事件で，被害者は12歳の少女である。この事件は，沖縄で復帰以後蓄積していた米軍人による性暴力被害への抗議や反基地感情を一気に激化させた。栗屋利江『イギリス支配とインド社会』山川出版社〈世界史リブレット〉，1998年，3-4頁。
- 7) 屋嘉比収「民衆の安全保障」『沖縄戦，米軍占領史を学びなおす——記憶をいかに継承するか』世織書房，2009年，178・207-208頁。
- 8) 嘉手納町：琉球王朝時代に北谷間切に属した地域は，1908年には島嶼町村制の施行によって，北谷村になり，村と称した野国・屋良・嘉手納・野里など12カ所が字となった。ここは，沖縄戦で米軍の本島上陸地点にあたり，いち早く米軍占領を受け，嘉手納基地

の整備拡張がはじまった。1948年に北谷村から14字民が分村し、嘉手納村となった。嘉手納村は1976年に嘉手納町へ移行し、現在に至る（嘉手納町史編纂審議会『嘉手納町史 資料編7 戦後資料（上）』嘉手納町教育委員会、2010年、17-22頁）。

うるま市具志川地区：1908年以前に具志川間切と言われた地域は、島嶼町村制の施行によって、具志川村となり、15区であった。その後、沖縄戦を経て米軍占領期の1966年に県内医療の中核を担う中部病院が開院し、1968年には具志川市に昇格した。そして、2005年に具志川市、石川市、勝連町、与那城町は合併しうるま市となる（うるま市具志川市史編さん委員会『具志川市史 第八巻 民族編 上』うるま市教育委員会、2011年、9-17頁）。

- 9) 金城正篤・上原兼善・秋山勝・仲地哲夫・大城将保『沖縄県の百年〈県民百年史47〉』山川出版社、2005年、195-196頁。
- 10) 嘉手納町発行・編集『嘉手納町と基地』2022年、1-10頁。
- 11) 嘉手納町史編纂審議会、前掲書、702-703頁。
- 12) 1957年の区制導入の議会説明は、嘉手納村がすでに「都市的な形態を帯び、字民が散在し、……他市町村からの転入者も相当いるが、字に未加入で納税率も低い」などが述べられ、200世帯を基準に11区に分けた（嘉手納村議会『嘉手納村議会会議録 1957年～1958年』54-57頁（嘉手納町議会事務局資料閲覧、2022年6月21日）。町役場の元役職者KYによると、その結果、字で担っていた行政関連業務は区へ、祭祀や伝統芸能などは旧字が担うことになり、1960年頃から各字民は郷友会と呼ばれる組織を結成していく。その後、区の統合が行われ、「いわゆる土地に起因する属地的なコミュニティと旧字に属する人に起因する属人的なコミュニティが併存すること」になり現在に至る（KYの聞き取りと情報提供「嘉手納町を考える 自治会制度と郷友会制度」による（於：嘉手納町、2021年11月13日）。
- 13) 行財政・地域コミュニティ—うるま市役所 (uru.lg.jp)（最終閲覧日、2022年10月4日）。
- 14) うるま市天願区自治会の聞き取り（於：うるま市、2022年7月27日）。
- 15) 「コザ騒動」は、1970年12月20日深夜に、コザ市で「大規模な反米騒動」が発生したことを指す（金城正篤ほか、264頁）。
- 16) 平成27年国勢調査 (pref.okinawa.jp)（最終閲覧日2022年8月12日）。嘉手納町役場総務部企画財政課『平成29年度版 統計かでな』嘉手納町役場、38頁（嘉手納町の数値には約1割の「分類不能の産業」が存するがこの集計に反映されていない）。うるま市 (sangyougaiyou.pdf (uruma.lg.jp), 最終閲覧日2022年8月1日）。
- 17) 嘉手納町役場総務部企画財政課『平成29年度版 統計かでな』嘉手納町役場、115・119・135頁。トップページ—うるま市役所 (uruma.lg.jp), 最終閲覧日2022年8月11日。平成30年度沖縄県市町村民所得（IV 市町村民所得統計表 (pref.okinawa.jp), 最終閲覧日2022年8月2日）。沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）平成25年3月／沖縄県 (pref.okinawa.jp), 最終閲覧日2022年8月11日。

- 18) 嘉手納町軍用地等地主会 40 年史編集委員会『嘉手納町軍用地等地主会 40 年史』嘉手納町軍用地等地主会, 1996 年, 77・117 頁。但し, この記念誌の地主会員数は非地主会員数約 400~500 人を含まない。屋良誌編集委員会『嘉手納町 屋良誌』(宇屋良共栄会, 1992 年, 652 頁)によると, 1990 年の町内在住地主会員は, 47% を占めている。
- 19) HT の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022 年 3 月 15 日。加えて, 嘉手納町には戦中・戦後の混乱期に行われた軍用地の土地接収に関わる裁判が, 2 件提訴されたが, いずれも住民原告側は敗訴である (嘉手納町軍用地等地主会 40 年史編集委員会, 前掲書, 1996 年。久得史編纂委員会『嘉手納町「久得史」』久得郷友会, 2019 年, 10-12・437-439 頁)。
- 20) うるま市軍用地等地主会の聞き取り (於: うるま市, 2022 年 7 月 6 日) これは非会員数含まず。
- 21) 嘉手納町基地涉外課『嘉手納町と基地』嘉手納町役場, 2010 年, 18・43・49 頁。嘉手納町軍用地等地主会の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022 年 6 月 21 日)。
- 22) 沖縄の米軍及び自衛隊基地 (統計資料集) 令和 3 年 3 月 / 沖縄県 (pref.okinawa.jp), 最終閲覧日 2022 年 10 月 7 日。
- 23) 沖縄の米軍及び自衛隊基地 (統計資料集) 平成 25 年 3 月 / 沖縄県 (pref.okinawa.jp), 最終閲覧日 2022 年 8 月 11 日。琉球政府企画局統計庁分析普及課編『1965 年臨時国勢調査報告 第 2 巻 地区編第 2 号 中部地区 [1967 年]』文生書院, 2002 年, 117・120 頁。琉球銀行調査部『戦後沖縄経済史』株式会社琉球銀行, 1984 年, 1020 頁。1991 年の数値は, 『平成 4 年 3 月 具志川市と基地』沖縄県具志川市, 52 頁。嘉手納町基地涉外課, 前掲書, 18・43・49 頁。嘉手納町, 前掲書, 18・46・52 頁。企画部まちづくり課『平成 22 年 3 月 うるま市と基地』うるま市役所, 2010 年, 63 頁。市町村別国勢調査人口の推移 (pref.okinawa.jp), 最終閲覧日 2022 年 10 月 5 日。うるま市域とは具志川村・石川市・勝連村・与那城市を指す。
- 24) 嘉手納町史編纂審議会, 前掲書, 650-693 頁。
- 25) 野里郷友会資料から (2022 年 6 月 17 日受領)。
- 26) 嘉手納町千原郷友会の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022 年 7 月 6 日)。
屋取は他地に宿るとの意味。近世後期, 困窮した士族が首里を出て地方へ都落ちし, 人里離れた地で開墾し農業を営んだ。彼らが寄り集まって集落を形成した地区を屋取集落という, 沖縄の中部地区には, そのような起源の村が多い (前記した KY の情報提供による)。
- 27) 『静かな夜を返せ - 嘉手納基地爆音差止訴訟 16 年の闘い -』嘉手納基地爆音差止訴訟原告団・弁護団, 2001 年 37 頁。石原昌家『『危険への接近』法理で評価』『琉球新報』1998 年 5 月 23 日。「危険への接近」とは, 居住者が, 航空機騒音の存在についての認識を有しながら, それによる被害を容認して居住を開始したものであり, かつ, その被害が騒音による精神的苦痛ないし生活妨害のごときもので, 直接生命・身体に関わるものでない場合においては, 基地 (飛行場) の公共性並びは米軍機及び自衛隊機の活動の公共性を考慮すれば, 特段の事情……のない限り, その被害を受忍すべきであり, 右被害

- を理由として損害賠償を請求することは許されないものをいう「第二次厚木騒音訴訟控訴審判決」（1999年7月23日）。
- 28) 榎本信行, 前掲書, 210-211頁。
- 29) 「現地にみる嘉手納爆音訴訟6」『沖縄タイムス』1982年3月5日。
- 30) 池宮城紀夫の聞き取りと資料「記念誌の発刊にあたり」を受領（於：那覇第一法律事務所, 2021年11月11日）。記念誌とは原告団文化広報部会『第3次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団（新川秀清）, 第3次嘉手納基地爆音差止訴訟弁護団（池宮城紀夫）爆音響く ダイジェスト版』2022年をさす。
- 31) 池宮城紀夫の聞き取り（於：那覇第一法律事務所, 2021年11月11日・2022年7月5日）。大阪弁護団は, 1969年（～74年）からはじまった大阪国際空港（伊丹空港）航空機騒音訴訟をたたかった人々で, 大阪を中心とする都市・環境問題研究者らとの親交も篤かった。その後, 1981年に横田米軍基地, 1982年に厚木, 嘉手納基地へと提訴が続く。一坪反戦地主運動は, 反戦地主を支援する活動で, 1970年頃, 米軍用地特借法に対する契約（署名押印）を拒否する人びとが, 1971年12月に「権利と財産を守る軍用地主会」を設立した（通称：反戦地主会）, 彼らは反戦地主と称される。だが, 彼らは日本政府の切り崩しに合い, 復帰から5年後には1/6に激減した（署名捺印を拒否した全員が反戦地主会に加入してはいない）。このような状況下で, 彼らを支援するために, 一坪反戦地主運動が立ち上がった（1982年6月）。この運動は個人を主体にしたもので, 「活動の中心は地域別, 職域別のブロック」となっており, 嘉手納基地爆音差止訴訟・原告団支部の活動に似ているが, 他府県の在住者も含む（新崎盛輝『新版 沖縄・反戦地主』高文研, 1995年, 78-80・151-156頁）。
- 32) 池宮城紀夫の聞き取り（於：那覇第一法律事務所, 2022年7月5日）。
- 33) 第三者行為論：午後7時から翌日午前7時までの飛行及びエンジン作動の差止について, 「判決は, 日米安保条約・日米地位協定等には日本国が米軍の活動を指揮・制限しうる規定はないので, 米軍の活動は日本国の支配の及ばない第三者の行為であるから, 日本国に対し差止を求めることは主張自体失当である」として請求を棄却した。1995年の最高裁のいわゆる「第三者行為論」を踏襲したもので, 米軍の活動は原則として自由で, 米軍には何も言えない日本国に差止を求めること自体が「相手違い」「筋違い」だという趣旨の判決である。第4次訴訟での課題である（訴訟原告団スタッフ会議『5540新嘉手納基地爆音差止訴訟原告団』新嘉手納基地爆音差止訴訟原告団, 2011年, 37頁）。受忍限度の判断に際して問題になるのが, 「侵害行為の持つ公共性」である。横田騒音訴訟上告審判決は, 「原審が侵害行為の公共性の要素を考慮したことは何ら違法がない」としており, 「……具体的適用においてどの程度考慮するか, 基準を明確化できないかが検討課題になっている」（『平成5年度主要民事判例解説』（判例タイムズ臨時増刊, 852号116頁）。うるささ指数（WECPNL指数）：我が国では, 航空機騒音に係わる環境基準において, 騒音評価尺度として, ICAO（国際民間航空機関）が提唱したWECPNLが採用されており, 1日ごとのWECPNLの算出方法並びに年間代表値を求め

る方法が告示されている。……WECPNL 値は夜間、夕刻の騒音に対して、それぞれ 10 dB, 5 dB のペナルティーを科して、24 時間の騒音を評価する指標である。……1 日ごとの値を、年間を通じてパワー平均することで年間代表値を算出する。騒音の健康リスクからみた環境基準の課題－嘉手納飛行場周辺での疫学調査に基づく考察－」日本リスク学会学会誌編集委員会編『日本リスク研究学会誌』日本リスク研究学会（17 巻 2 号）、2007 年、83-91 頁。

- 34) 池宮城紀夫の聞き取り（於：那覇第一法律事務所、2021 年 11 月 11 日・2022 年 7 月 5 日）。「静かな夜かなわず 原告団『我々のたたかい続く』」『朝日新聞』1998 年 5 月 22 日（夕刊）。
- 35) 原告団嘉手納支部長 HT の聞き取り（於：嘉手納町、2021 年 11 月 8 日、2022 年 3 月 15 日）。
- 36) 嘉手納町軍用地等地主会の聞き取り、2022 年 3 月 16 日。
- 37) 金城正篤ほか、前掲書、245 頁。
- 38) 「具志川市の運動が追い風」『琉球新報』2000 年 3 月 26 日。
- 39) 池宮城紀夫の聞き取り（於：那覇第一法律事務所、2022 年 7 月 5 日）。
- 40) 訴訟原告団スタッフ会議、前掲書、43 頁。
- 41) 騒音コンターとは、国が指定した爆音区分図を指し、6 市町村の被害地区を 75 w から 95 w に分けたもの（原告団スタッフ会議、前掲書、89 頁）。
- 42) 具志川支部事務局長 SS の聞き取り（於：うるま市、2022 年 3 月 21 日・7 月 28 日）。
- 43) 協力金制とは、「嘉手納基地爆音訴訟基金」規則を指し、2009 年 10 月 4 日から施行（「（第 4 次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団「2022 年度結成総会」（2022 年 2 月 27 日）資料、33 頁）。この制度は原告数の変動を考慮し、次期の裁判費用のため 2 万円／1 人を支払いプールする。これは訴訟団本部と支部の活動費に組み込まれる。また、支部への年会費は 1 人 1,000 円を裁判結審後に支払う、但し、これは毎年ではなく 1 回のみ（HT の聞き取り、於：嘉手納町、2022 年 3 月 15 日）。
- 44) HT の聞き取り（於：嘉手納町、2021 年 11 月 8 日、2022 年 3 月 15 日）。
- 45) 訴訟原告団スタッフ会議、前掲書、73 頁。
- 46) うるま市天願区前自治会長の聞き取り（於：うるま市、2022 年 7 月 28 日）。
- 47) 嘉手納町発行・編集、前掲書、88 頁。
- 48) 「嘉手納爆音訴訟 2 万 2000 人が提訴」『朝日新聞』（夕刊）2011 年 4 月 28 日。
- 49) HT の聞き取り（於：嘉手納町、2021 年 11 月 8 日、2022 年 3 月 15 日）。
- 50) 第 4 次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団「2022 年度結成総会」（2022 年 2 月 27 日）資料、17-19 頁。「Lnight 40 dB を超える騒音や Lden 45 Db を超える騒音を原告らの居住地に到達させないこと」とは、WHO が健康被害を防止すべく策定した航空機騒音のガイドライン値を根拠とする。
- 51) 原告団文化広報部会「静かな夜を返せ」第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団、2014 年 10 月 21 日発行。2020 年からはパンデミックの影響を受け、本部・支部共に活動の休止

や慎重な対応をとる。

- 52) IY の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022年6月20日)。
- 53) 原告団文化広報部会, 前掲誌, 2012年1月1日・2016年5月25日。HT の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022年3月15日)。
- 54) HT の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022年3月15日)。
- 55) 原告団文化広報部会, 前掲誌, 2016年8月22日・2013年10月20日発行。
- 56) SS の聞き取り (於: うるま市, 2022年7月28日)。
- 57) 「裁かれる爆音3 10年の問いかけ」『沖縄タイムス』1992年11月27日。
- 58) 「裁かれる爆音4 10年の問いかけ」, 同上紙, 1992年11月28日。
- 59) 「全駐労, 平和センター脱退/『反基地』に抵抗感/若年層増 要求との間にずれ」(『琉球新報』2008年11月5日)。
- 60) 訴訟原告団スタッフ会議, 前掲書, 77頁。
- 61) 同上書, 73頁。
- 62) 池宮城紀夫の聞き取り (於: 那覇第一法律事務所, 2022年7月5日)。
- 63) 屋嘉比収, 前掲書, 201・206-208頁。
- 64) TZ の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022年6月20日)。
- 65) 「今こそ声上げる/2万2000人の決起 1」『沖縄タイムス』2011年4月20日)。
- 66) MS の聞き取り (於: 嘉手納町, 2021年11月9日)。
- 67) 原告団文化広報部会, 前掲書, 55頁。米国との騒音防止協定とは, 「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」(平成8年3月28日 日米合同委員会で合意)を指す(嘉手納町発行・編集, 前掲書, 77-79頁)。
- 68) ケント・E・カルダー (武井楊一訳)『米軍再編の政治学——駐留米軍と海外基地のゆくえ』日本経済新聞出版社, 2008年, 200-210頁。
- 69) TY の聞き取り (於: 嘉手納町, 2021年10月14日, 11月15日)。
- 70) TS の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022年3月15日)。
- 71) HT の聞き取り (於: 嘉手納町, 2022年4月5日)。
- 72) 【識者談話】第4次嘉手納爆音訴訟「訴え続けることが重要」『琉球新報』2022年1月29日。

(第20期第8研究会による成果)